船員の特定最低賃金の改正の決定に関し、関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する公示

東北地方交通審議会は、東北内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成15年東北運輸局最低賃金公示第２号）、東北海上旅客運送業最低賃金（平成15年東北運輸局最低賃金公示第３号）、東北漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年東北運輸局最低賃金公示第４号）並びに東北漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年東北運輸局最低賃金公示第５号）の改正の決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第37条第３項において準用する同法第25条第５項の規定により、本事案について関係船員及び関係使用者の意見を聴くので、意見を述べようとする者は、意見を記載した書面（様式任意）に意見提出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して、本日から15日以内に東北運輸局海事振興部船員労政課「郵便番号983－8537宮城県仙台市宮城野区鉄砲町１番地」あて提出されたい。

１　事案の要旨　最低賃金法第35条第７項の規定に基づく、下記３に掲げる船舶所有者に使用されている船員であって、下記３に掲げる船舶に乗り組む者に係る特定最低賃金の改正の決定について

２　適用する地域　東北運輸局の管轄区域

３　適用する使用者

⑴　国内各港間のみを航海する船員法（昭和22年法律第100号）第１条に規定する船舶のうち、次の各号に掲げるもの（漁船、海上旅客運送業又はサルベージ業に従事する船舶を除く。）の船舶所有者であって、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

①　平水区域を航行区域とする鋼船

②　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の鋼船

③　木船

⑵　旅客運送の用に供する船員法第１条に規定する船舶のうち、次の各号に掲げるものの船舶所有者であって、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

①　平水区域を航行区域とする船舶

②　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の船舶

③　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン以上の船舶で、その航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で２時間以内に往復できる区域に限定されているもの

⑶　前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する船員法第１条に規定する船舶の所有者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）のうち、次に掲げる漁業の用に供する漁船の船舶所有者

①　沖合底びき網漁業（漁業法第52条第１項の指定漁業を定める政令（昭和38年政令第６号）第１項第１号に掲げる漁業をいう。）

②　大中型まき網漁業（漁業法第52条第１項の指定漁業を定める政令第１項第４号に掲げる漁業をいう。）

平成27年９月７日

東北地方交通審議会会長　宇部　文雄

公　告

諸　事　項

押収物還付公告

下記の押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第499条第２項の規定により公告する。受還付人は、同条第３項所定の期間内に還付の請求をされたい。

記

東京地方検察庁検察官

平成21年検第18892号覚せい剤取締法違反被告事件（平成21年領第3658号）　１．封筒17袋。２．注射器等84本。３．計量器（単３電池入り）１台。４．ポチ袋１袋。５．ビニール片77枚。６．ケース１個。７．紙袋１袋

平成21年検第16527号覚せい剤取締法違反被告事件（平成21年庁外領第5690号）　１．鍵（リング付）２個。２．携帯電話機等22台。３．ＳＩＭカード４枚。４．外国人登録証明書１通。５．プリペイドカード３枚。６．トラベラーフォンカード１枚。７．ブラステルカード４枚。８．スマートピットカード３枚。９．メモ帳２冊。10．水パイプ１式。11．封筒等６袋と２束。12．外国送金登録依頼書兼告知書１枚。13．領収書１枚。14．領収証１枚。15．ハガキ１枚。16．電子計量器１台。17．クリスタルパック１枚。18．メモ紙片２枚。19．本１冊。20．箱ティッシュ１箱。21．伝票１枚。22．レシート１枚。23．ライター等15個。24．ゴム手袋３枚と１箱。25．目玉クリップ１個。26．建物賃貸借契約書１通。27．原動機付自転車１台。28．乗用自動車２台

平成21年検第18892号覚せい剤取締法違反被告事件（平成21年庁外領第6227号）　１．駐車券１枚。２．薬の注意書き書１枚。３．駐車証明券１枚。４．納品書１枚。５．布巾１枚。６．封筒２袋。７．紙袋１袋。８．メッセージカード１枚。９．ペットボトル３本。10．ビニール袋１袋。11．鍵１個

平成22年検第39468号建造物侵入、窃盗未遂被疑事件（平成27年領第3504号）　１．現金2,661,577円

横浜地方検察庁検察官

平成26年検第3657・3658・3659号住居侵入、窃盗被告事件（平成26年領第3169号）　１．ペンダントトップ11個。２．指輪12個。３．ネックレス14本。４．メダル１枚。５．ピアス１個。６．カフス１個。７．バッジ３個。８．イヤリング４個。９．金属片５個。10．腕時計１個

相模原区検察庁検察官

平成20年検第2638号窃盗被疑事件（平成27年領第270号）　１．現金500,000円

大分地方検察庁検察官

平成27年検第100356号詐欺未遂被告事件（平成27年領第263号）　１．現金120,000円

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第２号の規定に基づき、平成26年２月４日から１年３か月の司法書士業務の停止の処分（ただし、平成26年２月６日から平成27年８月10日までは、その執行が停止されたため業務停止期間の満了日は平成28年11月７日。）を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成27年９月７日

大阪法務局長　冨田　一彦

記

氏名　中西　久雄

所属する司法書士会　大阪司法書士会

登録番号　大阪第3564号

事務所の所在地　大阪市西区江戸堀１－23－13肥後橋ビル３号館401

違反行為　他人による業務の取扱い等

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２７年（家）第１５０８６号

新潟市中央区川岸町１丁目47番地１

申立人　新潟県信用保証協会

本籍新潟県新潟市江南区北山741番地１、最後の住所新潟市江南区北山741番地１、死亡の場所新潟県新潟市東区、死亡年月日平成25年11月７日、出生の場所新潟県中蒲原郡大江山村、出生年月日昭和25年10月28日、職業会社役員

被相続人　亡　安達　富男

新潟市西区西有明町14番11号、事務所新潟市中央区美咲町１丁目４番15号

相続財産管理人　武藤　　譲

新潟家庭裁判所

平成２７年（家）第８９７８号

金沢市尾張町２丁目10番18号

申立人　ダイアパレス尾張町管理組合

本籍金沢市尾張町２丁目44番地、最後の住所金沢市尾張町２丁目10番18号　ダイアパレス尾張町・903号、死亡の場所金沢市、死亡年月日平成26年２月28日、出生の場所死亡の場所と同じ、出生年月日昭和29年11月27日、職業無職

被相続人　亡　東　　信夫

事務所　金沢市西都２丁目４番地23　藤野法律事務所

相続財産管理人　弁護士　藤野　智詔

金沢家庭裁判所